

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

(対象となる派遣労働者の範囲)

(1) 本協定は、派遣先で

- ① ビル清掃員業務 (以下「対象従業員①」という)
 - ② ビル設備管理員業務 (以下「対象従業員②」という)
 - ③ 総合事務員業務 (以下「対象従業員③」という)
 - ④ 駐車場・駐輪場管理人業務 (以下「対象従業員④」という)
 - ⑤ その他居住施設等の管理業務 (以下「対象従業員⑤」という)
- に従事する従業員に適用する。

(有効期間)

(2) 本協定の有効期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間とする。

2020年 3月 20日